



令和3年7月26日

各 位

会 社 名 ファーマライズホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 秋山 昌之
 (東証第一部・コード番号 2796)
 問合せ先 取締役 沼田 豊
 (TEL. 03—3362—7130)

譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、令和3年7月26日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役（社外取締役及を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の改定について、令和3年8月26日開催予定の第35回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、上記に対する当社取締役会での決議は、取締役会の任意の諮問機関であり半数以上を社外取締役で構成する指名・報酬委員会において審議した結果に基づいて行っております。

記

1. 改定の理由

当社の取締役の報酬等の額は、平成18年8月5日開催の第20回定時株主総会で取締役の報酬等の額を年額500百万円以内（ただし、使用人部分は含まない。）として、また令和2年8月26日開催の当社第34期定時株主総会において、上記の取締役の報酬等の額の範囲内にて、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額65百万円以内として、それぞれご承認をいただいております。

このたび、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への人材の確保、貢献意欲を従来以上に高めるため、また当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して、本制度の内容を一部改定することについてご了承をお願いするものであります。

2. 改定の内容

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

○譲渡制限付株式に関する報酬の上限（年額）について

報酬の種類	報酬額（現行）	報酬額（改訂後）
本制度に基づく譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額	年額65百万円以内	年額200百万円以内

(2) 譲渡制限付株式の総数

報酬の種類	現行	改訂後
譲渡制限付株式の総数（上限）	200,000株（各事業年度毎）	550,000株（各事業年度毎）

上記（1）及び（2）の事項を除き、ご承認いただいている内容に変更はございません。

以 上